

北名古屋市監査公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定例監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第14項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

令和7年5月30日

北名古屋市監査委員 吉野修進

北名古屋市監査委員 桂川将典

7北施第190号

令和7年5月21日

北名古屋市監査委員 吉野修進様

北名古屋市監査委員 桂川将典様

北名古屋市長 太田考則

(公印省略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和7年5月7日付け7北監第19号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

## <施設管理課>

### 1 【指摘事項】

#### (1) 庶務事務について

公用車を利用した出張において、旅行命令簿（出張伺）が作成されていないものがあつた。

#### (2) その他

決裁文書の添付書類や届出書等に、軽易な記載誤りや受付印の押印漏れがあつた。

### 2 【措置状況】

(1) 指摘事項については、今後、出張前に旅行命令簿（執行伺）が作成されているかを必ず確認し、適正に処理を行った上で出張します。

(2) 指摘事項については、今後、記載内容や受付印の押印を十分確認した上で回議書を作成するなど、適正な事務処理を行います。

### 3 【意見】

他機関へ情報提供を行う必要のある業務の申請書受領にあたっては、個人情報等の取扱いが厳重かつ適切に行われることを担保するため、提供に関する同意を得た旨が明確に分かる方法にて実施されたい。

### 4 【措置状況】

意見については、今後、個人情報等の取扱いが厳重かつ適切に行われることを担保するため、令和7年度の申請書より、申請者の自筆にて提供に関する同意を得る内容に変更しました。

7北商第 137号  
令和7年5月23日

北名古屋市監査委員 吉野修進様  
北名古屋市監査委員 桂川将典様

北名古屋市長 太田考則  
(公印省略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和7年5月7日付け7北監第19号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

## <商工農政課>

### 1 【指摘事項】

#### (1) 収入事務について

行政財産使用料において、請求書の送付が遅れたため、条例で規定する期日以降に入金されたものがあった。

#### (2) 契約事務について

契約関係の決裁文書の一部において、作成漏れや契約内容の記載が不明確なものがあった。また、受注した業者から提出されるべき書類の一部が欠如していたものがあった。

#### (3) 庶務事務について

公用車を利用した出張において、旅行命令簿（出張伺）が作成されていないものがあった。

### 2 【措置状況】

(1) 指摘事項については、年次作業事務として課内で共有し事務作業に遅延が発生しないよう管理します。

(2) 指摘事項については、委託内容の文言を見直すとともに、必要な契約報告決裁を怠らないように徹底します。また、提出書類について契約締結時に受注者に説明し、提出漏れがないようにします。

(3) 指摘事項については、出張伺いの未作成が発生しないように管理職が課員の行動予定を確認し、適切な管理を行います。

7 北 会 第 4 号  
令和 7 年 5 月 1 5 日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進 様  
北名古屋市監査委員 桂 川 将 典 様

北名古屋市長 太 田 考 則  
(公 印 省 略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和 7 年 5 月 7 日付け 7 北監第 1 9 号で定例監査結果の報告を受けたことについて、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

## <会計課>

### 1 【意見】

- (1) 契約事務にあたっては、その執行が適切にされていることを担保するため、関係する決裁文書等において契約する業務の内容が明確に分かる形を整えるとともに、決裁後の文書保存が遺漏等無く適切に実施されるよう留意されたい。
  
- (2) 所属する職員の勤怠管理については、勤務実態を適切に反映したものとなるよう留意し、正規の勤務時間以外に実施することについて、改善の余地が認められる部分があれば適切に是正されるよう検討されたい。

### 2 【措置状況】

- (1) 契約事務にあたっては、明確かつ適切な実施運用に努めます。
  
- (2) 所属する職員の勤怠管理については、事務改善を実施のもと正規の勤務時間以外の実施について適切な管理に努めます。